

令和8年度 新潟県 土木工事・業務の積算基準等の主な改定内容





■本資料の位置づけ

- ・ 本資料は、令和8年10月20日の新潟県積算基準等の全面改定に合わせ、今年度既に適用している改定内容も含め、令和8年度における主な改定内容を整理したものです。
- ・ 歩掛、単価、補正方法等の詳細な改定内容は記載していません。
各基準・要領等の最新版をご確認ください。

■国土交通省資料の取扱い

- ・ 参考資料として、国土交通省の改定資料を一部使用しています。
- ・ 本資料では、国が令和8年4月1日から適用している内容に対し、新潟県における適用時期を併せて示しています。



- 1 諸経費率の改定について（令和8年4月20日以降適用）
- 2 現場環境改善費の改定について（令和8年4月20日以降適用）
- 3 現場作業における熱中症対策について（令和8年8月7日策定）
- 4 ICT活用工事等の実施要領について
（令和8年9月1日以降適用及び10月20日以降適用）
- 5 週休2日適用工事の試行実施要領の改定について（令和8年10月20日以降適用）
- 6 「快適トイレ」の試行実施要領の一部改定について（令和8年10月20日以降適用）
- 7 「単品スライドマニュアル」及び「運用マニュアルの詳細の運用」の一部改定について
（令和8年5月8日及び9月25日一部改定）

1 諸経費率の改定について（令和8年4月20日以降適用）



国土交通省の改定に準じ、諸経費率の改定を行いました。

- 国土交通省の改定資料では以下のとおり示されている。
 - ・ 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費率等を改定
 - ・ 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。
- 国土交通省の改定に準じ、新潟県においても令和8年4月20日に諸経費率を改定した。

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(\text{Cp}) + 56.92101$	9.74%

【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
25.13%	$-5.21826 \times \text{LOG}(\text{Cp}) + 60.08343$	10.63%

Cp : 工事原価(円)

※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

出典：【参考資料】R8年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定 より一部抜粋
(https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001304.html)

2 現場環境改善費の改定について（令和8年4月20日以降適用）



国土交通省の改定に準じ、現場環境改善費の改定を行いました。

- 国土交通省の改定資料では以下のとおり示されている。
 - ・昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
 - ・より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。
- 国土交通省の改定に準じ、新潟県においても令和8年4月20日に現場環境改善費を改定した。

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9 \cdot P_i^{-0.175}$	$i=32.5 \cdot P_i^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

出典：【参考資料】R8年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定 より一部抜粋
https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001304.html

3 現場作業における熱中症対策について（令和8年8月7日策定）



「猛暑時間帯における現場作業回避に係る試行要領」を策定しました。

- 新潟県では、「建設工事における猛暑対策事例集」※を参考とした施工時間の変更等について協議があった場合には、現場条件や対策の必要性を鑑みて適切に対応することとしている。
※国土交通省『建設工事における猛暑対策サポートパッケージ』においてまとめられた事例集
- 特に猛暑時間帯における現場作業回避についての取扱いを定め、試行することとし、試行実施要領の策定を行った。

**新潟県**
NIIGATA PREFECTURE

防災情報

分野別

目的別

組織別

現在の新潟

行政手続ポータル

現在地 [トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [土木部 技術管理課](#) > 現場作業における熱中症対策について

見跡 [土木部 技術管理課](#) > 現場作業における熱中症対策について

現場作業における熱中症対策について

印刷 文字を大きくして印刷 ページ番号：0180916 更新日：2026年8月7日更新

熱中症対策に係る当県の取組について掲載します。

工事における現場管理費の補正について

近年の夏季における猛暑日等の気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正を試行します。

工事期間中の真夏日の日数に応じた補正值により、現場管理費を補正します。

塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等、主に作業員個人に対する熱中症対策として用いることができます。

詳細については、下記の実施要領を参照ください。

 [「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」実施要領 \[PDFファイル/75KB\]](#)

工事における現場環境改善費の積上げ計上について

工事現場の熱中症対策における施設対応に係る経費に関して、共通仮設費の現場環境改善費の率分で計上される額の100%を上限に、積み上げ計上が可能です。

遮光ネット、大型扇風機、製氷機、日除けテント、ミストファン等、主に現場の施設等における熱中症対策として用いることができます。

詳細については、『積算基準[1 一般土木]県版』を参照ください。

業務における諸経費への積み上げ計上について

測量・地質調査・設計業務等において、諸経費の率分における熱中症対策(作業員個人に対する費用)のほか、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性と重複がないことを確認の上、別途積み上げ計上ができます。

詳細については、『積算基準[2 調査関係]』を参照ください。

工事における標準工事日数への考慮

発注時の工期に4月から10月を含むすべての屋外工事（トンネル坑内工事、工場製作工事を除く）を対象とし、該当する標準工事日数に「猛暑日による作業不可能日数」を付与しております。

なお、猛暑日による作業不可能日数がこれにより難しい場合は、別途考慮することができます。

詳細については、『積算基準[1 一般土木]県版』を参照ください。

工事・業務における工期の変更

猛暑日等により、やむを得ず現場作業が遅延し、工期・履行期間の延伸が必要となった場合、受発注者協定により必要日数を付与することができます。

「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」の取扱いについて

「建設工事における猛暑対策事例集」※を参考とした施工時間の変更等について協議があった場合には、現場条件や対策の必要性を鑑みて適切に対応することとしています。

※「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」においてまとめられた事例集

(国土交通省のホームページへ)
[【参考】建設工事における猛暑対策サポートパッケージ<外部リンク>](#)

【猛暑時間帯における現場作業回避について】

特に猛暑時間帯における現場作業回避についての取扱いを定め、試行しております。

詳細については、下記の実施要領を参照ください。

 [猛暑時間帯における現場作業回避に係る試行要領 \[PDFファイル/141KB\]](#)

※これまでの取組について
当ページにまとめました。
(令和8年8月7日掲載)

R8.8策定
(本要領適用前に契約した
工事・業務も対象)

4 ICT活用工事等の実施要領について (令和8年9月1日以降適用及び10月20日以降適用)



「ICT活用工事」に新たな取組が加わります。

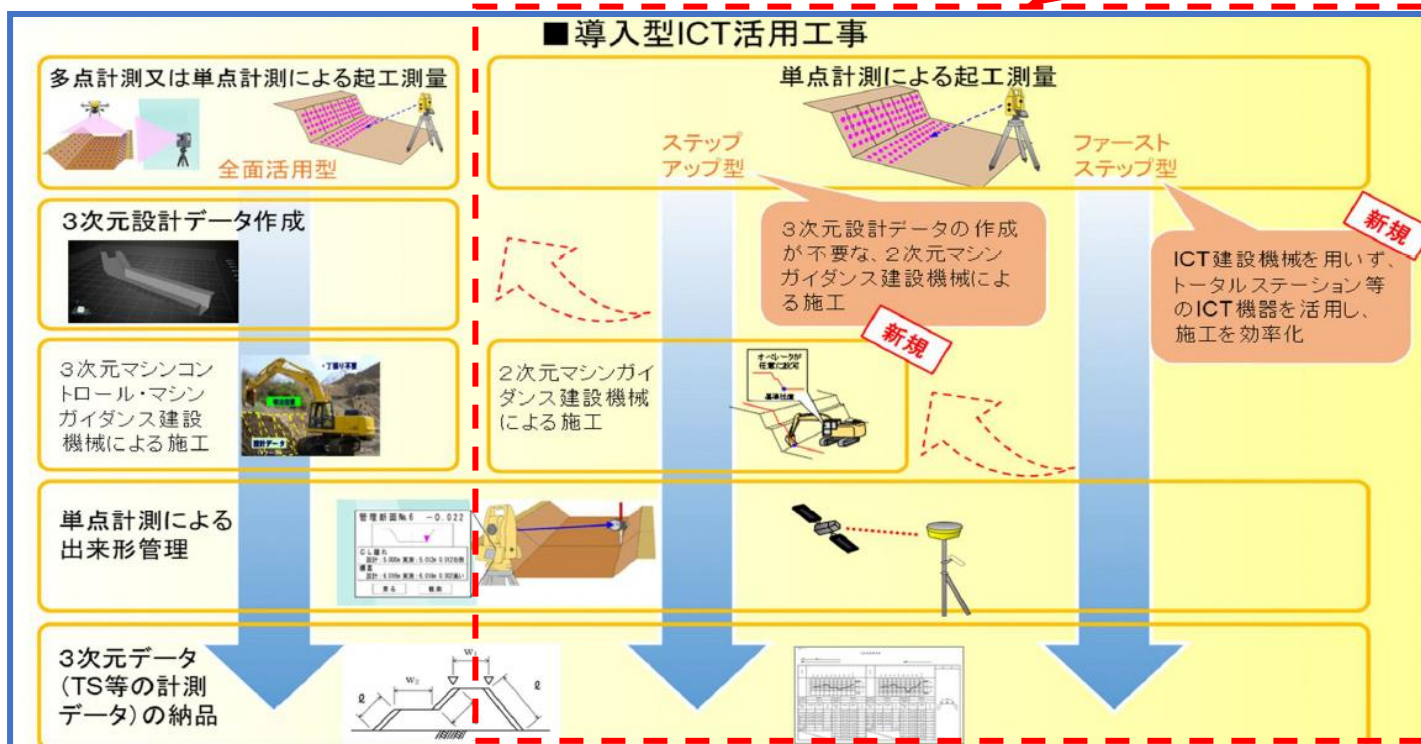
- 「ICT活用工事」の導入段階の取組として、現場で普段使いできる手軽なICTの導入を促進するため、令和8年8月に新潟県独自の運用である「普段使い型ICT」の試行実施要領を策定し、令和8年9月1日から試行を開始した。
- 併せて、国土交通省の実施要領に「導入型ICT」が追加されたことを踏まえ、新潟県においても令和8年10月20日に「ICT活用工事」実施要領を改定する。

※青囲み部は国交省の資料です。

赤囲み部で、当県の運用の位置づけを示しています。

国土交通省運用に準拠し、
令和8年10月20日改定で導入

新潟県独自運用として
令和8年9月1日適用開始



■「普段使い型ICT」

従来の5つプロセスに
囚われずに活用が可能！

💡「普段使い型ICT」のポイント

- ① 対象「作業」を限定しない！
- ② 対象「機器」を限定しない！
- ③ 施工管理・出来形管理における「普段使い」
- ④ 損料相当額を費用計上！



国土交通省の改定に準じ、週休2日適用工事の実施要領の改定を行います。

- 国土交通省の改定資料では以下のとおり示されている。
 - ・直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認
 - ・他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。
- 週休2日適用工事の取組状況や、国土交通省の運用改定を踏まえ、新潟県においても令和8年10月20日に週休2日適用工事の実施要領を改定する。

	一般土木、下水、機械・電気通信設備、 公共土木維持管理業務委託	宮繕工事	港湾工事
労務費	廃止	廃止	廃止
市場・標準単価	廃止	廃止	廃止
共通仮設費率	廃止	廃止	1.02 (月単位・完全週休2日)
現場管理費率	廃止	廃止	1.03 (月単位・完全週休2日)

※費用補正を廃止しても、週休2日の取組自体を廃止するものではなく、
県として週休2日を推進していく考え方に変更はありません。

6 「快適トイレ」の試行実施要領の一部改定について（令和8年10月20日以降適用）



国土交通省の改定に準じ、「快適トイレ」の試行実施要領の改定を行います。

- 国土交通省の改定資料では以下のとおり示されている。
 - ・最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直すとともに、更なる現場環境改善の推進の観点から、上限基数を撤廃。（設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定）
- 国土交通省の改定に準じ、新潟県においても令和8年10月20日以降適用として「快適トイレ」の試行実施要領を一部改定する。

快適トイレの標準仕様

1. 快適トイレに求める機能

- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5 kg以上とする）

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

快適トイレの費用計上（1基あたりの上限額）

	単位	R2年度
快適トイレ	円/基・月	51,000
ハウス型トイレ	円/基・月	102,000

※男女別で1台ずつ計2台まで計上可



	単位	R8年度
快適トイレ	円/基・月	57,000

※設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定
※ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、
入口別に57,000円/基・月上限まで計上可能。

7 「単品スライドマニュアル」及び「運用マニュアルの詳細の運用」の一部改定について (令和8年5月8日及び9月25日一部改定)



問合せの多い項目について、取扱いを明確化しました。

- 請求対象工事及び請求時期の明確化（マニュアル P1、P37）【令和8年5月8日】
 - ・ 単品スライド条項の適用は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続に要する期間を確保するため、工期末の2か月前までの請求を原則としている。
 - ・ ただし、受発注者間で協議の上、必要な期間を確保できる場合は、工期末の2か月前を過ぎても請求可能である旨を追記した。
- 実際の購入金額が適当であることを証明する資料の明確化（マニュアル P6、詳細の運用）【令和8年9月25日】
 - ・ 地場材等で実購入先以外から見積りを徴収できない場合は、「実購入先を含まない2社の見積り」を不要とする旨を明確化した。
 - ・ ただし、「実購入先を含まない2社の見積り」がない場合は、その理由を引き続き証明する必要がある。

技術管理課スライド条項関係トップページ

単品スライドページ

建設工事請負基準約款第26条（スライド条項）の適用について

このページを見ている人はこんなページも見ています

土木部 技術管理課

建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）の適用について

新潟県電子入札ポータルサイト（工事・建設管理・発注）

新潟県土木工事標準仕様書

【重要（令和8年9月25日以降実施）】プラウザ及び電子入札ポータルサイトの一部ファイル削除（「キャッシュクリア」の実施について）

新潟県のスライド運用は、国土交通省に準拠しています。

< 参考リンク >

国土交通省の各種スライド条項について< 外部リンク >

国土交通省のスライドFAQ< 外部リンク >

新潟県の運用マニュアル・請求様式等、スライド適用状況等は、以下のページを参照してください。

全体スライド条項の適用について

単品スライド条項の適用について

インプレススライド条項の適用について



更新情報

- ・ 令和8年5月8日 運用マニュアルを一部改定しました。
改定対照表 (PDFファイル/389KB)
- ・ 令和8年9月25日 運用マニュアルの詳細の運用等を一部改定しました。
改定対照表 (PDFファイル/905KB)

運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】

「建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】」

令和4年6月24日以降に請求を行った工事に適用します。

※運用マニュアルと合わせて下記の「運用マニュアルの詳細の運用」も確認してください。

- ・ 運用マニュアル（令和8年5月8日一部改定）(PDFファイル/2.96MB)
- ・ 〔別冊〕様式集（令和8年1月20日一部訂正）(Excelファイル/91KB)
- ・ 〔別冊〕フロー（令和8年9月25日一部改定）(PDFファイル/173KB)

運用マニュアルの詳細の運用【令和4年6月24日以降適用】

「建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアルの詳細の運用について」

令和4年6月24日以降に請求を行った工事に適用します。

- ・ 建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアルの詳細の運用について（令和8年9月25日一部改定）(PDFファイル/253KB)
- ・ 〔様式〕購入価格妥当性チェックリスト【発注者用】（令和8年9月25日一部改定）(PDFファイル/103KB)
- ・ 〔様式〕特異な理由書【発注者用】(PDFファイル/48KB)
- ・ 〔様式〕購入価格一覧表【発注者用】(PDFファイル/103KB)
- ・ 〔様式〕過去の取引実績表【発注者用】(Excelファイル/31KB)
- ・ 建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアルの訂正工事における詳細の運用について (PDFファイル/155KB)

見つからないときは

北朝鮮による拉致問題 みんなにもっと知ってほしい

新潟県人口減少問題対策推進県民会議ポータルサイト

新潟県公式アプリ

新潟県防災ナビ

新潟県のデジタル改革

県内の“全”高等教育機関の情報はココから！

高等教育コンソーシアムにいがた

改定については
新潟県土木部技術管理課
のHPから確認可能

※運用自体を変更するものではなく、
取扱いを明確化したものです。